

（第29号議案）

債権の放棄について

1 債権の内容等

- （1）債権の内容等 撤去自転車の売却代金
- （2）債務者 中野区との契約締結業者
- （3）債権の発生状況
平成28年4月から6月までの自転車売却代金
- （4）放棄する債権の額 4,472,190円

2 債権放棄の理由

債務者の破産手続廃止の決定により、法的措置による債権回収はできなくなり、債務者の任意による債務履行も見込めない。こうした状況から債権放棄はやむを得ないものと判断した。